



ブロードバンドの利用促進を図る中国政府の取組み

一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）

情報通信研究部 副主席研究員 裘 春暉

概要

国務院はリーマン・ショック以降、一連の内需喚起政策を打ち出してきており、その一環として、2013年8月に情報関連消費の促進に関連した政策とセットの形で「ブロードバンド中国」戦略及びその実施方案を発表した。国務院の方針に従い、通信分野を主管する工業・情報化部は2013年に続いて2014年にも関連政策を打ち出した。これにより、各政府部門の連携を通じたブロードバンドの整備が進められており、本稿はその概況について紹介する。

国務院（内閣に相当）はリーマン・ショック以降、一連の内需喚起政策を打ち出してきており、2013年8月に発表された「情報関連消費の促進による内需拡大に関する若干の意見」もそのうちの一つである。明確に定義されていないが、情報関連消費は一般的に三つの側面を持つと思われる。一つ目はスマホ等の端末製品に対する消費、二つ目はゲームや電子書籍等のコンテンツに対する消費、そして三つ目は電子商取引（EC）に代表されるようなICTサービスによる消費となっている。2015年までのこれらの消費規模は年平均20%の伸び率で、3兆2,000億元に達すると見込まれている。

情報関連消費の促進に欠かせないのはインフラ環境の整備で、中でも特にブロードバンドの整備が重要視されている。そのため、国務院は上記政策の発表にあわせて、「ブロードバンド中国」戦略及びその実施方案も公表した。2014年5月には通信分野を所管する工業・情報化部が「2014年における「ブロードバンド中国」の実施に関する意見」を発表し、前述の実施方案を着実に可能にする体制作りに着手した。

工業・情報化部の文書は13の関連部署に対して発出され、各部署に求める役割も明記されている。例えば、住宅・都市建設部に対して光ファイバの新築建物への引込みの実施状況の監督・管理を、国土資源部に対して土地利用計画の策定にブロードバンドのネットワーク構築を盛り込むことを、教育部や交通運輸部、農業部などに対してはそれぞれの所管分野におけるブロードバンドの利活用の促進を求めている。

このように、ブロードバンドの整備及び利活用の促進は国を挙げての取組みとなっており、

その実現に向けて、通信分野の主管庁以外の多くの関連部署にはそれぞれの側面からのサポートが求められ、また、各部署間の横断的な連携を通じての目標の達成が期待されている。

2014年における「ブロードバンド中国」の数値目標は下記のとおりとなっている。

- ・ FTTH の局側容量を 3,000 万ポート増設し、TD-LTE 基地局を 30 万新規構築すること。
- ・ 固定ブロードバンドの新規ユーザー数と TD-LTE ユーザー数をそれぞれ、2,500 万と 3,000 万獲得すること。
- ・ 下り通信速度が 8Mbps 以上に達する固定ブロードバンドのユーザーの割合を 30%に、東部発達地域では 40%に引き上げるほか、条件が整った地域では 50Mbps 及び 100Mbps のブロードバンドを普及させること。
- ・ 「ブロードバンド中国」モデル都市（都市群）を 20 以上構築すること。

工業・情報化部による上記のような政策発表は、国務院の方針が示された 2013 年にも行われた（2013 年 4 月に「2013 年における「ブロードバンド中国」の実施に関する意見」を發布）。その中では、利活用分野として、特に教育、医療、交通、食品と言った分野が明記されていると同時に、10 万を越す農村部の小中学校におけるブロードバンドの導入も目標に掲げられている。

ちなみに、2014 年 1-5 月期において、固定ブロードバンド・ユーザー総数は前年末比で 843 万増の 1 億 9,700 万に達した。増加ベースは前年を上回っている。このうち、FTTH/O ユーザーの全体に占める比率は 26.4%に上昇し、初めて 5,000 万を突破した。また、4Mbps 以上のプランを利用する固定ブロードバンド・ユーザーの比率は 82.5%に上昇し、実際の下り通信速度の平均値は前年の 2.9Mbps から 3.5Mbps に上がったという。

このように、政府による継続的な取組みによって、固定及びモバイル分野のブロードバンドの普及がいつそう進み、やがて他の先進諸国と肩を並べられる真の意味での「ブロードバンド中国」が早期に実現されることを期待したい。